

重度障がい者医療

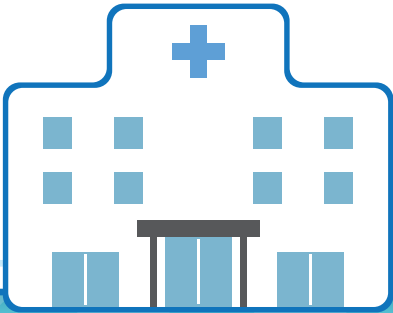
ひとり親家庭医療

乳幼児医療

これらの医療証をお持ちの方へ

令和3年4月1日から

精神病床への入院が大阪府の 福祉医療費助成制度の 助成対象となります。



● 令和3年4月1日からの変更点（赤字部分）

区分	対象医療	一部自己負担額			
		1日当たりの負担額	一つの医療機関等 当たりの負担日数上限	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を 受診した場合の 月額上限額
重度障がい者 医療	●医療保険が適用される医療	一つの 医療機関・訪問看護 ステーション当たり、 入院・入院外 1日500円以内	なし	一つの薬局当たり 1日500円以内	3,000円
ひとり親 家庭医療	●訪問看護ステーションが行う 訪問看護（医療保険分）		あり （月2日まで）	なし	2,500円
乳幼児医療	● <u>精神病床への入院</u>				

お問い合わせ

市町村によって制度の内容が異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の福祉医療費助成担当課にお問い合わせください。

HP 大阪府 福祉医療費 お問い合わせ先 検索

重度障がい者
医療について

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
☎ 06 (6944) 6683

ひとり親家庭医療・
乳幼児医療について

大阪府福祉部子ども室子育て支援課
☎ 06 (6944) 6677

